

右の者に対する欺詐被告事件（昭和四一年（あ）第二二五三号）について、当裁判所は昭和四二年三月六日上告棄却の決定をしたところ、申立人から裁判の執行に関する異議の申立があつたが、刑訴法五〇二条の申立は、執行すべき刑の言渡をした裁判所に対しなすべきものであつて、被告人の上告を棄却した最高裁判所は同条にいわゆる「言渡をした裁判所」には当らないから、本件申立は不適法として棄却すべきものである。

よつて、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和四二年四月七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	一
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外
裁判官	色	川	幸	太郎